

# 国立研究開発法人国立環境研究所共同研究員規程

平成13年4月1日

平13規程第15号

平成24年2月28日改正

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

令和2年1月17日改正

令和3年1月27日改正

令和3年3月23日一部改正

令和8年2月10日一部改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の役職員以外の者で、研究所において共同研究に従事する者（以下「共同研究員」という。）の受入れに関し、その適正な実施に必要な事項を定めるものとする。

## (共同研究員の承認要件)

第2条 研究所において共同研究に従事しようとする役職員以外の者は、次に掲げる者のうち、次条の規定により理事長の承認を受けた場合に限り、共同研究員として受け入れられるものとする。

- (1) 共同研究契約に基づき研究所において研究を行う者
- (2) 国又は国に準じた機関等が実施する制度に係る契約書又は協定書等に基づき、研究所において研究を行う者
- (3) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度又は外国人招へい研究者事業等により研究所に受入れる者
- (4) 前各号に掲げる者に準じ、研究所における研究の推進上特に必要があると理事長が認める者

## (承認申請)

第3条 企画部長、連携推進部長、環境情報部長、領域長、気候変動適応センター長又は福島地域協働研究拠点長は、前条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる者について、共同研究員として研究所への受入れを希望する者の所属長（以下「申請者」という。）から申請（別に定める様式による。）があったときは、別に定める共同研究計画書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

2 前条第1項第3号に掲げる者については、前項の規定は適用しないものとする。

## (共同研究員の登録)

第4条 研究所の受入研究者は、第3条第2項の規定により同条第1項の適用を受けない共同研究員について、年度毎に当該共同研究員に係る共同研究員登録票（別に定める様式による。）を所属のユニット長及び連携推進部に提出する。

（受入期間）

第5条 共同研究員の受入期間は、理事長の承認のあった日から当該年度の末日（3月31日）までの間において、契約書その他の書面により定められた期間とする。2 前項の規定にかかわらず、契約書等又は協定等において年度を超える期間が定められている場合においても年度毎の申請を行うものとする。

（規則等の遵守）

第6条 共同研究員は、この規程、法令並びに研究所及び研究所の受入研究者の指示を遵守しなければならない。

- 2 共同研究員は、特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）、意匠法（昭和34年法律第125号）、種苗法（平成10年法律第83号）又は著作権法（昭和45年法律第48号）上の権利の確保が行われているものを除いて、研究所における研究を通じて知ることのできたすべての秘密について、受入期間中及び終了後においても、外部に漏らしてはならない。
- 3 共同研究員は、資料、図面、電子媒体、研究資材、書類その他研究所の所有する物品を、許可無く研究所外に持ち出してはならない。

（施設等の使用）

第7条 共同研究員は、前条の限りにおいて、第3条に規定する共同研究計画書に基づき、研究所の施設、備品等（以下「施設等」という。）を使用することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる者については、当該制度における採用（採択）決定等の内容、又は当該制度に係る申請関係書類に基づき、施設等を使用することができるものとする。

（事故等に係る補償）

第8条 共同研究員の責に帰すべき事由により生じた事故等に伴う災害の補償に関しては、当該共同研究員及び当該共同研究員に所属機関がある場合はその所属機関の責任において、措置しなければならない。

（施設等の損傷に対する賠償）

第9条 共同研究員の責に帰すべき事由により施設等に損傷を与えたときは、当該共同研究員及び当該共同研究員に所属機関がある場合にはその所属機関の責任において、その損害を賠償しなければならない。

(研究結果の報告)

第10条 共同研究員のうち第2条第1項第4号に掲げる者については、受入期間の終了時に、別に定める共同研究成果報告書を理事長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第11条 共同研究員が研究所における研究で得られた研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ研究所の受入研究者の了解を得るものとする。

(知的財産の取扱い)

第12条 研究所と共同研究員又は共同研究員の所属機関との間に別段の合意がある場合を除き、共同研究員が研究所における調査研究の過程又は結果として作製又は取得した知的財産の取扱いは、国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程に基づくものとする。

(契約等の優先適用)

第13条 研究所と共同研究員又は共同研究員の所属機関との間で締結する共同研究契約、協定、覚書その他の契約等において本規程と異なる定めがある場合は、当該契約等を優先して適用する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるものの他、共同研究員の取扱いに関し必要な事項が生じた場合は別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

改正附則（平成16年2月5日）

この改正は、平成16年2月5日から施行する。

改正附則（平成18年3月31日）

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則（平成23年3月31日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成24年2月28日）

この規程は、平成24年2月28日から施行する。

改正附則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正附則（令和2年1月17日）

この規程は、令和2年1月17日から施行する。

改正附則（令和3年1月27日）

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

改正附則（令和3年3月23日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

改正附則（令和8年2月10日）

この規程は、令和8年2月10日から施行し、令和8年4月1日以後に受入れを行う共同研究員から適用する。

ただし、同日前に行われた受入については、なお従前の例による。